

淀川水系における中上流部の河川改修の進捗状況と

その影響検証にかかる委員会

議 事 次 第

日時：平成 31 年 1 月 18 日（金）15:30～17:30

場所：新館 3 階 A 会議室

1. 開会
2. 挨拶 河川部長
3. 設立趣意書
4. 委員の紹介
5. 規約の確認
6. 議事
 - 1) 淀川水系河川整備計画の概要及び中上流部の河川改修の進捗状況
 - 2) 淀川水系における近年洪水の発生状況
7. 閉会

淀川水系における中上流部の河川改修の進捗状況と

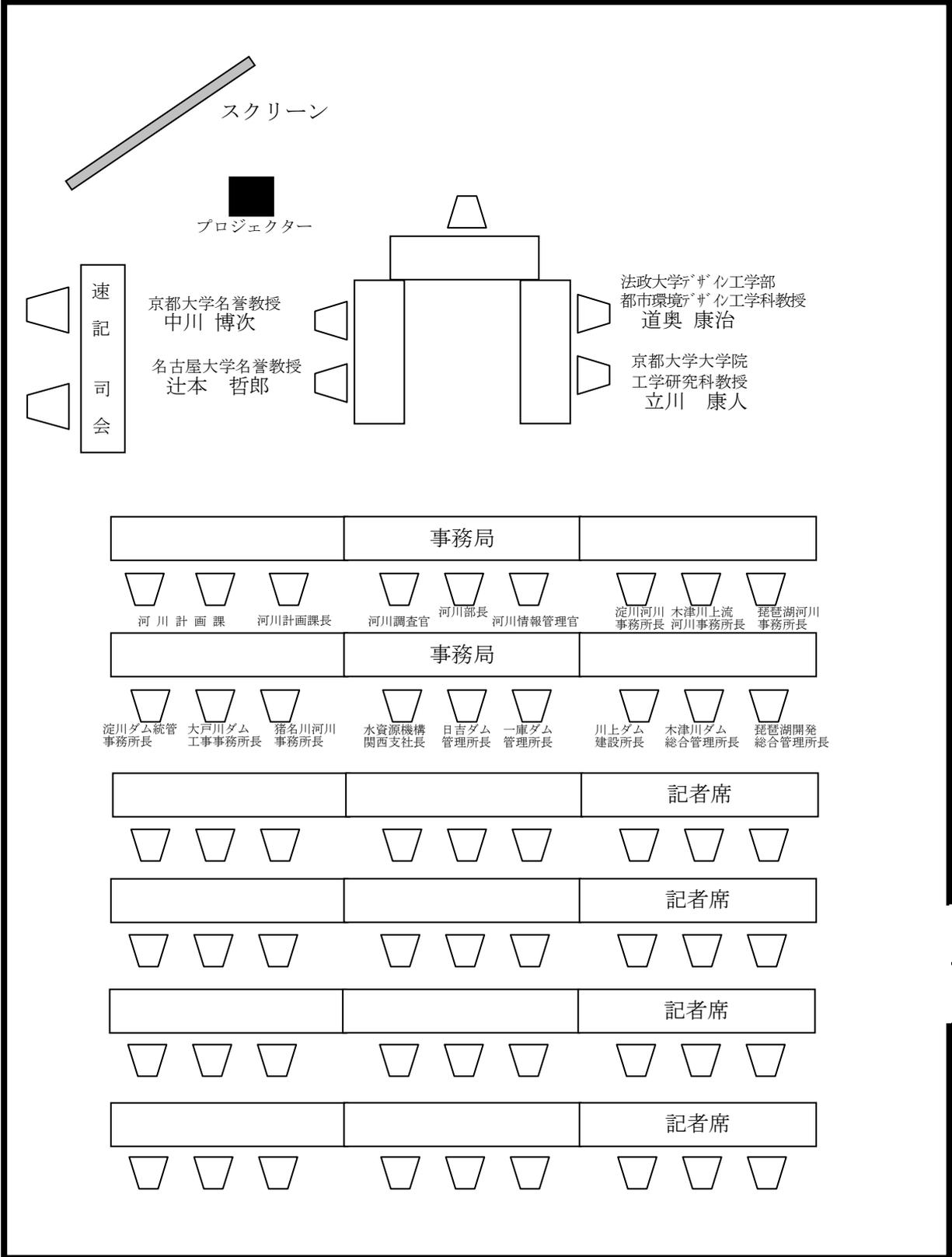
その影響検証にかかる委員会

名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	所属等	備考
立川康人	京都大学大学院工学研究科 教授	
辻本哲郎	名古屋大学 名誉教授	
中川博次	京都大学 名誉教授	
中北英一	京都大学防災研究所 教授	欠席
道奥康治	法政大学デザイン工学部都市環境デザイン工学科 教授	

平成31年1月18日現在

淀川水系における中上流部の河川改修の進捗状況と
その影響検証にかかる委員会 座席表



淀川水系における中上流部の河川改修の進捗状況と

その影響検証にかかる委員会

設立趣意書

平成21年3月に淀川水系河川整備計画を策定して以降、約10年が経過し、河川整備計画に位置付けた整備内容が進捗してきた一方、平成30年7月豪雨をはじめ、気候変動の影響と考えられる豪雨化傾向は、淀川水系も含め全国的に顕著になってきている。

そのため、河川整備計画に記載の「中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響」について、全国的な水準や気候変動の影響も考慮の上、これまでの治水対策の進捗状況やその影響を踏まえた現時点の治水安全度を技術的に評価するにあたり、専門的意見を聴くことを目的として、淀川水系の治水対策のみならず、全国の治水対策や気候変動の影響についても知見を有する専門家からなる本委員会を設立するものである。

淀川水系における中上流部の河川改修の進捗状況と その影響検証にかかる委員会

規約（案）

（名称）

第1条 本会は「淀川水系における中上流部の河川改修の進捗状況とその影響検証にかかる委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 淀川水系河川整備計画に記載の「中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響」について、全国的な水準や気候変動の影響も考慮の上、これまでの治水対策の進捗状況やその影響を踏まえ、現時点の治水安全度を技術的に評価するにあたり、専門的意見を聴くことを目的として、国土交通省近畿地方整備局河川部長（以下「河川部長」という。）が委員会を設置する。

（委員会）

- 第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。
 - 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
 - 4 委員長は、必要に応じて委員会を招集し開催する。
 - 5 委員長は、職務を遂行できない時には、自ら指名する委員に職務を委任できる。
 - 6 委員会への委員の代理出席は認めない。

（情報公開）

第4条 委員会の議事は原則として公開する。その公開方針は別紙「情報公開方針」によるものとする。

（任期）

- 第5条 委員の任期は、平成30年度中とする。
- 2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、河川部長又は委員のいずれから何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって、本規約に基づき期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（事務局）

第6条 事務局は、国土交通省近畿地方整備局河川部とする。

(その他)

第7条 この規約に定めが無い事項は、委員会において定める。

(附則)

この規約は、平成31年1月〇日から施行する。

淀川水系における中上流部の河川改修の進捗状況と
その影響検証にかかる委員会

名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	所属等
立川康人	京都大学大学院工学研究科 教授
辻本哲郎	名古屋大学 名誉教授
中川博次	京都大学 名誉教授
中北英一	京都大学防災研究所 教授
道奥康治	法政大学デザイン工学部都市環境デザイン工学科 教授

平成 31 年 1 月 18 日現在

淀川水系における中上流部の河川改修の進捗状況と
その影響検証にかかる委員会

情報公開方針

淀川水系における中上流部の河川改修の進捗状況とその影響検証にかかる委員会の情報公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、委員会で決める。

(1) 傍聴者

- ・ 傍聴者は制限しないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は、先着順とする。
- ・ 傍聴者の会議中における発言は認めない。
- ・ 議事の進行を妨げる行為や発言が認められた場合には、委員長が退席等を求めることとし、事務局において厳正に対応する。

(2) 会議開催の案内

- ・ 会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、事務局のウェブサイトに掲載することにより行う。

(3) 会議資料等の公開

- ・ 議事概要及び会議資料は、原則公開とする。

(4) その他

- ・ 報道機関の撮影は審議に入るまでの頭撮りのみとする。